

# 2021年6月のIFRS-IC会議における議論の状況

ASBJ 専門研究員 きりはら わか  
桐原 和香

## 1. はじめに

本稿では、2021年6月8日及び9日にビデオ会議形式で開催されたIFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議における議論を紹介する。文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ申し添える。

## 2. 2021年6月のIFRS-IC会議の概要

2021年6月に開催されたIFRS-IC会議では、次の事項が議論された。

### (1) アジェンダ決定案に関する検討

- ① TLTROⅢ取引（IFRS第9号「金融商品」及びIAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」）
- ② 風力発電基地の使用から生じる経済的便益（IFRS第16号「リース」）

### (2) アジェンダ決定案の最終化に関する検討

- ① 棚卸資産の販売に要するコスト（IAS第2号「棚卸資産」）
- ② 企業がもはや継続企業ではない場合の財務諸表の作成（IAS第10号「後発事象」）

### (3) その他の事項

IFRS-ICの仕掛案件のアップデート

以下では、(1)「アジェンダ決定案に関する検討」の各論点に関して、論点の概要及びアジェンダ決定案の概要等について紹介する。

## 3. TLTROⅢ取引（IFRS第9号及びIAS第20号）

### (1) 論点の概要

IFRS-ICは、欧州中央銀行（ECB）の条件付き長期資金供給オペレーション（TLTROs）の第3次プログラムの会計処理方法に関する要望書を受け取った。TLTROは、非金融法人及び家計への貸出促進を目的とした資金供給オペレーションであり、要望書は、次のことを質問している。

- ① TLTROⅢの各トランシェは、市場金利を下回る低利借入であるか。また、下回っている場合、そこから銀行が得る便益を会計処理するためにIFRS第9号又はIAS第20号のいずれの適用が要求されるか。
- ② 銀行が市場金利を下回る低利借入から得る便益を会計処理するためにIAS第20号を適用する場合に、
  - i. 銀行は、当該便益を認識する期間をどのように評価するか。
  - ii. 表示の目的上、銀行は当該便益の金額を借入（TLTROⅢ負債）の帳簿価額に加算

するか。

- ③ 銀行は、適用される実効金利をどのように計算するか。
- ④ 銀行は、負債に付された条件の達成状況に対する評価の見直しによる見積キャッシュ・フローの変更の会計処理に、IFRS 第9号 B5.4.6項を適用するか。
- ⑤ 銀行は、銀行の貸出行動又は ECB が TLTRO III の条件変更起因した過去の期間に係るキャッシュ・フローの変更をどのように会計処理するか。

## (2) アジェンダ決定案の概要

### IFRS 第9号と IAS 第20号の適用

IFRS-IC は、TLTRO III のトランシェに関する各金融負債は、IFRS 第9号の範囲に含まれ、関連する金融負債の具体的な事実及び状況に基づき判断する必要があるが、金融負債の当初認識時の公正価値と取引価格との差異は、当該金融負債に係る金利が市場金利を下回る金利であることを示唆している可能性があるとしている。

TLTRO III トランシェの当初認識時の公正価値が取引価格と異なり、受取対価が当該金融負債のみに対するものと判断される場合には、銀行は IFRS 第9号 B5.1.2A 項を適用して当該差額を会計処理する。一方、TLTRO III トランシェの当初認識時の公正価値が取引価格と異なり、受取対価が当該金融負債のみに対するものではないと判断される場合には、銀行は当該差額が IAS 第20号で定義している政府補助金となるかどうかを評価する。

### TLTRO III トランシェは IAS 第20号の範囲に含まれる政府補助金を含んでいるか

IAS 第20号第3項は、政府を「地方、国家又は国際機関のいずれかを問わず、政府、政府機関及びそれに類似する機関をいう。」と定義

している。また、同項は、政府補助金を「政府による援助であって、企業の営業活動に関する一定の条件を過去において満たしたこと又は将来において満たすことの見返りとして、企業に資源を移転する形態によるものをいう。合理的に価値を定めることのできない形態の政府援助及び政府との取引のうち企業の通常の商取引と区別できないものは、政府補助金から除外される。」と定義している。

IFRS-IC は、TLTRO III トランシェは、次のように判断される場合にのみ、IAS 第20号の政府補助金が含まれると考えている。

- ① ECB が IAS 第20号の「政府」の定義を満たす。
- ② TLTRO III トランシェに付される金利が、市場金利を下回る金利である。
- ③ ECB との TLTRO III 取引は、借入銀行の通常の商取引と区別できる。

IFRS-IC は、具体的な事実及び状況に基づく判断が必要になるため、TLTRO III トランシェが IAS 第20号の政府補助金を含むかについて結論を下す立場にはない旨を示している。また、IFRS-IC は、TLTRO III トランシェが IAS 第20号の政府補助金を含む場合には、IAS 第20号の要求事項は、銀行が当該政府補助金の会計処理方法を決定するための適切な基礎を提供しているとの結論を下した。

### 金融負債の当初認識時の実効金利の計算

IFRS 第9号は、実効金利を、金融資産又は金融負債の予想存続期間を通じて見積った将来の現金の支払又は受取を、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価まで正確に割り引く率と定義している。

TLTRO III トランシェにつき当初認識時の実効金利を計算するにあたり、予想将来キャッシュ・フローを見積る際に何を考慮すべきか、予想将来キャッシュ・フローは当該負債に付さ

れた条件を充足するかどうかの評価を反映するのか、明確ではないとされている。この点、IFRS-ICは、同様の問題は、要望書に記載されている事実パターン以外にも関連性がある広範な問題であり、TLTRO III トランシェの文脈でのみ分析すべきではないとの結論を下した。その上で、IFRS 基準の適用に関し同様の問題を生じさせる他の金融商品に意図しない結果をもたらす可能性があるため、当該事項はIFRS 第9号における分類及び測定 of 要求事項の適用後レビューの中で、すでに識別されている類似した事項とともに検討すべきであるとしている。

#### 償却原価による金融負債の事後測定

金融負債に関する当初の見積将来キャッシュ・フローに変更が生じた場合の取扱いについて、IFRS 第9号では次の定めがある（大幅に異なる条件変更により、認識の中止が行われる場合を除く。）。

- ① 変動金利の金融負債については、市場金利の動きを反映するためのキャッシュ・フローの定期的な再見積りにより、実効金利が変更され、将来の利払いの再見積りは、通常帳簿価額に重要な影響を与えない（同号 B5.4.5 項）。
- ② 改訂後の見積将来キャッシュ・フローの現在価値を当初の実効金利で計算し、帳簿価額（償却原価）を修正し、その修正を純損益として認識する（同号 B5.4.6 項）。

IFRS-IC は、IFRS 第9号では「変動金利」が何を意味するのかについて詳述していないが、変動する契約上のキャッシュ・フロー（市場金利の変動を反映するために定期的に調整できる。）を伴う金融商品は、変動金利の金融商品であると考えた。

IFRS-IC はまた、変動金利の金融商品は、変動金利要素（市場金利（例えば、主要な資金

供給オペレーションに係る ECB 金利）の変動を反映するために改定される。）と、固定金利要素（例えば、特別金利期間に ECB が 50 ベースポイント固定的にディスカウントする特定の TLTRO III トランシェの金利）を加算又は減算したもので構成される場合があるとしている。

IFRS-IC は、金利に付された条件を、実効金利を決定する際に予想将来キャッシュ・フローの見積り及び改訂に反映すべきかどうかの問題は、より広範な事項の一部であり、TLTRO III トランシェの文脈のみにおいて分析すべきではないとしている。また、本件を費用対効果の高い方法で扱うことは可能ではなく、国際会計基準審議会（IASB）に報告すべきであり、IASB は、IFRS 第9号における分類及び測定 of 要求事項の適用後レビューの一部として、当該レビューの第1フェーズですでに識別されている類似した事項とともに検討すべきであるとの結論を下した。

#### 結 論

以上から、IFRS-IC は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを暫定的に決定した。

#### (3) 今後の予定

上記(1)及び(2)の内容のアジェンダ決定案が公表され、コメント期限は2021年8月16日であった。IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられたコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

## 4. 風力発電基地の使用から生じる経済的便益 (IFRS 第 16 号)

### (1) 論点の概要

IFRS-IC は、いわゆるグロス・プール電力市場の電力購入契約において、電力小売事業者（顧客）が、風力発電事業者（供給者）との契約の期間全体にわたる風力発電基地の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを入手する権利を有しているかどうかに関する要望書を受け取った。

要望書に記載された事実パターンは、以下のとおりである。

- ① 顧客と供給者は電力市場における登録参加者であり、その市場では、顧客と供給者は電力の購入及び販売の目的で互いに直接的に契約を締結することができない。その代わりに、顧客と供給者は、購入及び販売を市場の電気グリッドを通じて行い、そのスポット価格は市場運営者が設定する。
- ② 顧客は供給者と次のような契約を締結する。
  - i. 風力発電基地が契約の 20 年間に当該グリッドに供給する電力のメガワット当たりのスポット価格を、メガワット当たりの固定価格とスワップし、現金で純額決済する。実質的に、供給者は契約期間中にグリッドに供給する電力に対してメガワット当たりの固定価格を受け取り、顧客は、当該電力量に対する固定価格とメガワット当たりのスポット価格との差額を供給者と決済する。
  - ii. 顧客に対し、風力発電基地の使用から発生するすべての再生可能エネルギー・クレジットを移転する。

### (2) アジェンダ決定案の概要

IFRS 第 16 号第 9 項は、「契約が特定された

資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいる。」と定めている。特定された資産の使用を一定期間にわたり支配するためには、顧客は、使用期間全体を通じて、その特定された資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利と当該資産の使用を指図する権利の両方を有していなければならない (IFRS 第 16 号 B9 項)。

IFRS 第 16 号 B21 項は、「顧客は、資産の使用からの経済的便益を多くの方法（資産の使用、保有又はサブリースなどによる。）で直接又は間接に得ることができる。資産の使用から得られる経済的便益には、主要なアウトプット及び副産物（これらの項目から生じる潜在的なキャッシュ・フローを含む。）や、資産の使用から得られる他の経済的便益のうち第三者との商取引から実現することのできるものが含まれる。」と定めている。

IFRS-IC は、要望書に記載された事実パターンでは、風力発電基地の使用から生じる経済的便益には、それが生産する電力（主要なアウトプット）及び再生可能エネルギー・クレジット（副産物又は風力発電基地の使用から生じるその他の経済的便益）が含まれると考えた。

契約では、顧客は、風力発電基地が契約の 20 年の期間全体にわたりグリッドに供給する電力のメガワット当たりの固定価格とスポット価格との差額を供給者と精算することとなる。しかし、当該契約は、風力発電基地が生産してグリッドに供給する電力を顧客が得る権利も義務も生じさせない。顧客は再生可能エネルギー・クレジット（風力発電基地の使用から生じる経済的便益の一部を表す。）を得る権利を有するが、顧客は風力発電基地の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有していない。契約期間全体にわたり風力発電基地が生産する電力を得る権利を有していないか

らである。

したがって、IFRS-IC は、要望書に記載された事実パターンにおいて、顧客は風力発電基地の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しておらず、当該契約はリースを含んでいないと結論付けた。

以上を踏まえ、IFRS-IC は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記載されているような契約を締結する顧客が、特定された資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているかどうかを判断するための適切な基礎を提供しているとの結論

を下した。したがって、IFRS-IC は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを暫定的に決定した。

### (3) 今後の予定

上記(1)及び(2)の内容のアジェンダ決定案が公表され、コメント期限は2021年8月16日であった。IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられたコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。